

制限付一般競争入札発注基準

令和7年4月1日公告から適用

	発注予定金額(税込)		総合数値	
土木一式 工事	8000 万円以上		1000 点以上	
	4500 万円以上	8000 万円未満	840 点以上	
	2800 万円以上	4500 万円未満	740 点以上	1000 点未満
	2000 万円以上	2800 万円未満	700 点以上	840 点未満
	1500 万円以上	2000 万円未満	640 点以上	740 点未満
	600 万円以上	1500 万円未満	600 点以上	700 点未満
	600 万円未満		640 点未満	
建築一式 工事	9000 万円以上		1000 点以上	
	3000 万円以上	9000 万円未満	800 点以上	
	3000 万円未満		1000 点未満	
とび・土工・ コンクリート 工事	2200 万円以上		810 点以上	
	1100 万円以上	2200 万円未満	720 点以上	
	700 万円以上	1100 万円未満	670 点以上	810 点未満
	700 万円未満		720 点未満	
電気 工事	5200 万円以上		810 点以上	
	1700 万円以上	5200 万円未満	770 点以上	
	800 万円以上	1700 万円未満	640 点以上	810 点未満
	800 万円未満		770 点未満	
管 工事	5500 万円以上		790 点以上	
	2500 万円以上	5500 万円未満	720 点以上	
	2500 万円未満		790 点未満	
塗装 工事	4500 万円以上		730 点以上	
	2000 万円以上	4500 万円未満	660 点以上	
	2000 万円未満		730 点未満	
防水 工事	2000 万円以上		710 点以上	
	800 万円以上	2000 万円未満	670 点以上	
	800 万円未満		710 点未満	
機械器具 設置工事	3800 万円以上		720 点以上	
	2100 万円以上	3800 万円未満	650 点以上	
	2100 万円未満		720 点未満	
造園 工事	1800 万円以上		740 点以上	
	900 万円以上	1800 万円未満	680 点以上	
	900 万円未満		740 点未満	
水道施設 工事	6000 万円以上		830 点以上	
	2600 万円以上	6000 万円未満	800 点以上	
	1600 万円以上	2600 万円未満	720 点以上	830 点未満
	900 万円以上	1600 万円未満	680 点以上	800 点未満
	900 万円未満		720 点未満	
解体工事	5700 万円以上		820 点以上	
	1500 万円以上	5700 万円未満	770 点以上	
	1500 万円未満		820 点未満	

※1 発注先は原則として地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者とする。
 ※2 上記に記載のない工種については、公告日現在の名簿において、その工種に係る登録がある者とする。
 ※3 施工実績登録等により、この基準によって、参加業者を確保できないことが明らかな場合は上位ランクを含めて発注する。
 ※4 この基準は一般的なものであり、この基準によらない場合もある。
 ※5 この基準は年度途中で変更する場合もある。

※4 この基準によらない場合の取り扱いは次のとおり

○区画線設置工事(工種:塗装)【地域区分:市内・認定市内・準市内】

施工実績を有する者又は、路面標示施工技能士の資格を有する技術者を配置できる者とする。

○管更生工事(工種:土木一式)

公告日の前日までに管更生工事に係る施工体制の確認を受けている者とする。

○土木一式工事のうち、海洋土木工事

港湾、漁港又は海岸の工事において、作業船(起重機船、クレーン付台船、浚渫船又はミキサー船等)を使用した海上工事(工事の大部分又は重要な部分の作業を海上の作業船を使用して行う工事をいう。)に係る施工実績を有する者とする。

○土木一式工事のうち、取付管布設に係る単価契約の工事

公告日現在の名簿において、土木一式工事に係る登録(総合数値は問わない)がある者とする。

○土木一式に一定以上の舗装を含む工事(工種:土木一式+舗装)

次のいずれかに該当する工事について、本工事の入札の公告日の前日までにアスファルト舗装工事に係る施工体制の確認を受けている者とし、下表の区分による。

- ・予定価格(税込)1000万円以上→舗装の割合が50%以上
- ・予定価格(税込)1000万円未満→舗装の設計金額(税込)500万円以上

発注予定金額(税込)		総合数値
ア	4500万円 以上	840点以上
イ	2000万円 以上 4500万円 未満	700点以上
ウ	2000万円 未満	範囲なし

○舗装工事(工種:舗装)

公告日の前日までにアスファルト舗装工事に係る施工体制(評価A、B、C)の確認を受けている者とし、下表の区分による。ただし、施工体制の確認において評価を行わない実績等が施工に必要な工事においては、この限りでない。

発注予定金額(税込)等		評価ランク
特殊舗装・単価契約		A
特殊舗装・ 単価契約以外	1000万円以上	A 又は B (実績または完工高が予定価格以上)
	500万円以上 1000万円未満	A 又は B 又は C (実績または完工高が予定価格以上)
	500万円未満	B 又は C